

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

答 弁 書

令和7年3月5日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

被 告 宮 部 龍 彦
被 告 示 現 舎 合 同 会 社
上記代表社員 宮 部 龍 彦

第1 訴訟行為の予備的性格について

被告らは、本件裁判に付随する閲覧制限の乱発は、民事訴訟法第92条の要件を逸脱し、裁判公開原則(憲法第82条)および「法の下での平等」(憲法第14条)を明らかに侵害する違憲かつ違法なものであるとの認識を明確に表明する。

特に、令和7年1月29日の特別抗告決定において、裁判所は被告が閲覧制限措置を受ける者ではないと判断しているにもかかわらず、実際には閲覧制限措置に関する通知が被告に送達されるなど、裁判手続き上の重大な矛盾が存在している。また、同決定に対する特別抗告が最高裁判所に送付されず、下級審の段階で却下されていることも重大な問題であり、適正な司法判断の機会を奪うものである。

このように、裁判所が手続き的に混乱し、一貫性を欠いた措置を繰り返していること自体が本件訴えの適法性を根本から否定するものである。

被告らは以上の具体的な問題点を踏まえ、本件裁判自体が違憲・違法であるとの認識を明確に示したうえで、本案前の答弁および本案の答弁を含めたすべての訴訟行為をあくまで予備的な応訴として行うものであることを強調する。

第2 請求の趣旨に対する本案前の答弁

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。

第3 請求の趣旨に対する本案の答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。

第4 本案前の答弁の理由および、請求の原因に対する認否および被告らの主張

裁判官の考え方が不明なので、その説明を受けてから追って主張する。結論ありきで審理するのであれば、相応の対応をする必要があるためである。

以上